

生命保険協会 SR報告書 2026

生命保険協会の社会的責任活動について



ご挨拶

近年、わが国の国民生活を取り巻く環境は過渡期を迎えています。

中東情勢や米国の経済政策がもたらす影響に引き続き注視が必要な中で、原材料・エネルギー価格の高騰や物資の不足などによる物価上昇が続いており、各地で頻発する様々な自然災害の脅威など、予測不能で不確実性の高い環境が国民生活を脅かしています。

また、2025年は、昭和100年という節目を迎える中、大阪・関西万博が一般来場者数2,500万人を超える成功裏に幕を閉じ、史上初の女性総理の誕生や新たな政権の枠組みの発足、日経平均株価の史上最高値更新など、わが国にとって大きな転換点を迎えた年でもあったと思います。

このような時代の変わり目にある今こそ、生命保険業界が使命を果たすときであり、誠実で着実な事業推進の下で存分にその機能を発揮し、国民生活の向上に一層貢献していくことが重要であると考えております。

そして、相互扶助の精神のもとでお客様の人生に寄り添い、確かな安心をお届けしていくことが当業界の社会的責任（Social Responsibility：SR）です。

「SR報告書」は、こうした生命保険協会の様々な事業活動を社会的責任の観点から整理し、より多くの方にお知らせするため毎年作成しています。本報告書が当協会ひいては当業界に対する理解を深めていただく一助となれば幸いです。



一般社団法人 生命保険協会
会長 高田 幸徳



CONTENTS

「SR報告書2026」の対象期間
本報告書は、特に記載がない限り、2025年4月から2026年3月までの活動を対象としています。

| | |
|---|----|
| ご挨拶 | 01 |
| Top Message | 03 |
| 今年度の重点取組み | 04 |
| 「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」のフォローアップ | 04 |
| 代理店チャネルにおける乗合代理店の適正な保険販売に関する取組み | 04 |
| 外貨建保険に関する自主ガイドラインの改正を踏まえた取組み | 04 |
| Well-beingにかかる業界の貢献のあり方を考え、発信する取組み | 05 |
| 女性の更なる活躍推進に向けた取組み | 05 |
| 生命保険募集人の呼称の公募に関する取組み | 06 |
| 社会貢献活動をより身近なものに感じていただくための情報発信に関する取組み | 06 |
| ライフステージに応じた保険教育 | 06 |
| 昭和100年を契機とした生命保険業界の歩みの整理と発信に関する取組み | 06 |
| 「生命保険会社のディスクロージャー～虎の巻」の改訂 | 07 |
| 税制改正に関する要望 | 07 |
| 行動規範、行動指針、自主ガイドラインなど | 08 |

I. 顧客本位の業務運営に向けた取組み

生命保険業界の態勢整備に関する取組み

| | |
|---|----|
| 「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」のフォローアップ | 11 |
| 「保険代理店等に対する便宜供与及び出向に関するガイドライン」の新設 | 11 |
| 生命保険募集人などの育成および知識・能力の維持向上 | 12 |
| 生命保険乗合代理店の業務品質向上 | 13 |
| 消費者などの声を経営に活かす仕組み | 14 |
| Value Upアンケート | 15 |
| お客さま本位推進会議 | 15 |
| 消費者行政・団体、マスコミとの意見交換 | 15 |

消費者向けの取組み

| | |
|-----------------------|----|
| 生命保険料控除の改正に関する要望 | 16 |
| 生命保険や業界に関する情報提供 | 17 |
| 生命保険相談所の3つの役割 | 18 |
| 裁定審査会の特長 | 19 |
| 相談所業務や裁定審査会の公正性確保の仕組み | 19 |
| 相談・苦情の分析および公表 | 19 |
| 生命保険契約照会制度 | 20 |
| 災害など発生時のお客さまに寄り添った対応 | 21 |
| 生命保険制度の健全性・公平性の確保 | 22 |
| 特殊詐欺被害防止の取組み | 22 |

II. 持続可能な社会の実現に向けた取組み

| | |
|----------------------------|----|
| 株式市場の活性化と持続可能な社会の実現に向けた取組み | 24 |
| 協働エンゲージメントの実施 | 25 |
| 企業価値向上に向けた提言 | 25 |
| グローバル化への対応 | 25 |
| ライフステージに応じた保険教育 | 26 |
| 生命保険業界とSDGs | 28 |
| 社会貢献活動 | 30 |

III. 生命保険協会のご案内

| | |
|-------------------------|----|
| 取組概要 | 34 |
| 主な取組み | 34 |
| 地域社会に根差した活動 | 37 |
| (COLUMN) 暮らしと社会を支える生命保険 | 38 |
| 組織概要 | 39 |
| 生命保険相談所（連絡所）一覧 | 40 |

付録 統計資料

確かな安心と信頼を広げ、 よりよい未来に貢献するために

一般社団法人 生命保険協会 会長 高田 幸徳

1. 顧客本位の業務運営の推進

お客さまの最善の利益を追求する「顧客本位の業務運営」は、生命保険業界が事業の礎として絶えず推進し続けていかなければならないものであり、何より優先すべき考え方です。このため、これまでの取組みレベルを前進させ、高度化を推進してまいりました。

「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」（以下、「着眼点」）については、会員各社の取組状況や高度化に向けた対応を確認するためのフォローアップアンケートを実施しました。そして、アンケート結果などを踏まえ、各社役員や代表者による意見交換会を開催し、会員各社の取組みの共有などを行っております。しかしながら、「着眼点」公表以降も不適正事象が根絶されておらず、引き続き、不断の努力を続けていく必要があるとの課題認識を踏まえ、営業職員チャネルを有する会員各社の代表者と「着眼点」に基づき自社の態勢・取組みについて改めて深度ある点検を行うこと、および、代表者のリーダーシップのもと、「着眼点」を踏まえた態勢整備に不断に取り組むことを申し合わせました。加えて、不適正事象の根絶に向けて、お客さま向けに保険会社が通常取らない行為を注意喚起するため、チラシ・ポスターの作成や、Web広告を実施しました。

代理店チャネルにおける乗合代理店の保険販売においては、会員各社の体制整備や保険代理店との適切な関係構築などを推進していくにあたり、監督指針改正などを踏まえた協会ガイドラインの新設・改正を行うなど、各種取組みを実施しました。また、「保険業法の一部を改正する法律」の施行に向け、会員各社や委託先代理店の体制整備の後押しを行ってまいりました。また、外貨建一時払保険などにおける販売・管理等態勢について、自主ガイドラインなどを踏まえた取組みの浸透・定着を目的に、フォローアップアンケートを実施し、会員各社の取組状況を確認しました。

これらの取組みを通じ、業界全体として、お客さまの最善の利益の追求に努めてまいりました。

2. 持続可能な社会とよりよい未来への貢献

生命保険業界がより一層、国民生活の向上に寄与していくためには、「持続可能な社会」の実現に加え、「よりよい未来」を目指すことも視野に入れた取組みを推進することが重要であると考えており、関連する様々な取組みを実施してまいりました。

国の豊かさを示す新たな指標の1つとして国際的に議論されているWell-beingを取り上げ、生命保険業界の貢献のあり方などについて発信するシンポジウムを開催しました。

また、会員各社において実施したアンコンシャス・バイアス解消のための取組事例調査の結果を取りまとめ、報告書として公表しました。さらに、「介護離職問題」に関する業界の取組状況などを取りまとめた報告書を作成・公表したほか、会員各社の女性リーダー候補者を対象とした講演会・ネットワーキングイベントを開催しました。

こうした取組みを通じて、生命保険業界における女性の更なる活躍を推進するとともに、働く誰もがWell-beingを実感できる業界の実現を目指してまいりました。

3. 業界の健全な発展に資する情報発信

生命保険業界が安定して事業を継続し、お客さまに安心を提供し続けていくためには、我々の活動を広くご理解いただくことが重要であり、様々な情報発信を行ってまいりました。

生命保険募集人の多様性や意義についてのご理解を深めていただくとともに更なる活躍を後押しする目的で、生命保険募集人を総称する親しみやすい呼称を公募し、大賞を発表しました。

また、昭和100年という節目を記念し、社会の主要な出来事と並行して生命保険業界の歩みを年表でたどり、提供する商品の切り口から時代の課題にどのように対応してきたのかを整理した「昭和時代の生命保険事業について」を公表しました。昭和100年の節目を迎える今、生命保険業界は、その歴史的使命を継承しつつ、誰もが安心して健康に暮らせる社会の実現に向けて、これからも取り組んでまいります。

これら3点の取組みの軸に加え、国民の皆さまが必要とする多様な生活保障の準備を支援・促進するための税制面での拡充や、様々な活動に関する国内外への発信など、生命保険業界がお客さまからの信頼を維持し、健全に発展していくための基盤整備にも継続して取り組んでまいりました。当協会は、これからも国民生活の向上に一層貢献するため、弛まぬ努力を続けてまいります。

1. 顧客本位の業務運営の推進

「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」のフォローアップ

「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」を策定し、会員各社に共通する対応や留意点、参考となる取組例を提示するとともに、各社の取組状況などのフォローアップを継続実施しています。

2025年度は、不適正事象の多様化などを踏まえ、詐取事案届出件数の変化や要因・評価、重大事案の発生・対応状況などを新たに確認しました。

その中で確認された、「企業文化や課題等に関する調査の実施および不適正事象発生の真因につながるギャップ分析」、「AIを活用した該当職員の状況把握による未然防止」などの新たな取組みを反映したうえで、2026年4月に、「着眼点」の更新を行いました。

併せて、営業職員チャネルを有する会員各社を対象とした代表者意見交換会を開催し、引き続き不断の努力を続けていく必要があるとの課題認識を踏まえ、「着眼点」に基づき自社の態勢・取組みについて改めて深度ある点検を実施すること、および、代表者がリーダーシップを発揮して「着眼点」を踏まえた態勢整備に不断に取り組むことを申し合わせました。

また、不適正事象の根絶に向けたお客さま向けの注意喚起の取組みとして、保険会社が通常取らない行為について注意喚起するチラシ・ポスターを作成するとともに、Web広告を実施しています。

代理店チャネルにおける乗合代理店の適正な保険販売に関する取組み

2025年8月に「保険会社向けの総合的な監督指針」が改正され、「保険代理店等に対する過度な便宜供与の防止」、「保険代理店等に対する不適切な出向の防止」に関する具体的な措置などが定められたことを踏まえ、同年9月に、「保険代理店等に対する便宜供与及び出向に関するガイドライン」を新設するとともに、「保険募集人の体制

整備に関するガイドライン」を改正しました。

また、本ガイドラインの実効性を確保し、保険契約者などの利益保護と保険事業の健全な発展に資することを目的として、2026年4月に「生命保険代理店に対する便宜供与・出向に係る通報窓口」を設置しました。

加えて、当協会にて実施している「代理店業務品質評価運営」につき、監督指針改正内容も踏まえ、運営の実効性をより高める観点から、評価基準や評価方法について見直しを実施しました。

さらに、「保険業法の一部を改正する法律」の施行（同年6月1日）に向け、会員各社が態勢整備を行う際の参考の用に供するため、同年5月に「保険募集人の体制整備に関するガイドライン」を改正した他、特定大規模乗合生命保険募集人(いわゆる大規模乗合代理店)に新たに設置が求められる法令等遵守責任者および統括責任者の能力を証するための資格試験を創設し、同年6月より運用開始しました。

生命保険代理店に対する便宜供与・出向に係る通報窓口

はこちら

<https://www.seiho.or.jp/data/billboard/tsuhou/>



外貨建保険に関する自主ガイドラインの改正を踏まえた取組み

金融庁「プロダクトガバナンスに関する補充原則」を踏まえた当協会の取組みを強化すべく、2025年7月に「市場リスクを有する生命保険の募集等に関するガイドライン」を改正し、想定顧客への販売状況の検証や、検証結果の販売会社あて提供・対話に関する事項などを追記しました。また、会員各社において本ガイドラインの改正などを踏まえた取組みが速やかに浸透・定着することを企図し、会員各社の取組状況を確認するためのアンケートを実施しました。

加えて、販売会社と生命保険会社の双方で実効的な取組みを進めることが重要であるとの認識のもと、関連団体とも意見交換を実施しました。

2. 持続可能な社会とよりよい未来への貢献

Well-beingにかかる業界の貢献のあり方を考え、発信する取組み

全ての人の幸福度の向上と持続可能で豊かな社会の実現に向け、「Well-being シンポジウム～未来を創る“豊かさ”と安心のかたち～」を開催しました。

シンポジウムでは、未来を支える将来世代やWell-being分野の専門家、先進的な取組みを行っている企業の関係者を招き、多面的なアプローチを行いました。本シンポジウムを通じて、生命保険業界がこれまで担ってきた役割や取組みについて広く発信しました。



Well-being シンポジウムの開催について

はこちら

<https://www.seiho.or.jp/activity/sdgs/well-being/>



女性の更なる活躍推進に向けた取組み

生命保険業界における女性の更なる活躍推進に向けた取組みとして、会員各社とその職員を対象とした調査を実施し、その結果を取りまとめ「アンコンシャス・バイアス調査報告書」および「仕事と介護の両立に関する調査報告書」を作成しました。また、会員各社の管理職候補の女性職員を主な対象とした講演会・ネットワーキングイベント「つながり、学び、ひらく未来－女性リーダーキャリアセッション－」を開催しました。



講演会・ネットワーキングイベントの開催結果報告

はこちら

<https://www.seiho.or.jp/activity/women/#2026SR>



3. 業界の健全な発展に資する情報発信

生命保険募集人の呼称の公募に関する取組み

「生命保険募集人」の社会的役割や魅力をよりわかりやすく、かつ未来志向な職業を想起できるような親しみやすい新たな呼称の公募を実施し、9,191作品が集まりました。

応募作品の中から大賞作品を選考するにあたり、外部の有識者などからなる最終審査委員会を開催しました。選考の結果、「生命保険」の提供という役割の「明確性」および生命保険募集人の役割や印象を造語で表現する“独創性”をいずれも実現するとの観点から、2点を大賞作品として決定し、これらを合わせた『生保ナビゲーター“ソナエルジュ”』を新たな呼称としました。



生命保険募集人の呼称公募に関する取組みの結果発表

はこちら

<https://koubo.jp/lp/kosho-boshu-result>



社会貢献活動をより身近なものに感じていただくための情報発信に関する取組み

社会的責任を果たすための様々な社会貢献活動に取り組み、ホームページなどを通じて発信しています。会員各社においても、多岐にわたる社会貢献活動を展開し各種媒体で情報発信が行われていますが、これまで当協会として、会員各社の取組みを網羅的に紹介する媒体がなかったことから、生命保険業界全体における社会貢献に対する取組みを広く紹介するためのWebページをホームページに新設しました。本Webページでは、会員各社の取組みを一覧で把握できるようにするとともに、テーマ別および活動別に分類することで、関心に依りて情報を閲覧できる構成としています。

会員各社の社会貢献に対する取組み

はこちら

<https://www.seiho.or.jp/member/contribution/>



ライフステージに応じた保険教育

生涯にわたって経済的に自立した豊かな生活を送るためには、ライフプランを描き、自身のニーズに合う金融商品・サービスを適切に選択できるよう、金融リテラシーの向上に取り組むことが重要です。当協会では、幅広い年代の方が生命保険や生活設計に関する理解を深める機会を提供するため、「全世代対応型パッケージ」を構築し、リスクに対する自助努力の重要性を学ぶ機会の提供に取り組んでいます。

2025年度は、ライフプランの考え方や社会保障制度の仕組みなどを学べる「金融・保険に関する学習情報サイト」に掲載しているコンテンツをSNSでも紹介するなど、保険分野における金融リテラシー向上に取り組まれました。

金融・保険に関する学習情報サイト

はこちら

<https://www.seiho.or.jp/edu/>



昭和100年を契機とした生命保険業界の歩みの整理と発信に関する取組み

昭和100年の節目を迎えるにあたり、政府が推進する「昭和100年」関連施策に当業界としても協力すべく、「昭和時代の生命保険事業について」をテーマとした資料を取りまとめました。本資料では、昭和という激動の時代において、生命保険業界がどのように発展し、国民生活や経済社会を支えてきたのかについて、社会の出来事と併せて振り返っています。

また、年表形式による業界の歩みの整理に加え、戦後の保険業法改正による契約者保護の確立、財政投融资を通じたインフラ整備への貢献、生活の変化に応じた保険商品の進化などを通じて、生命保険事業が果たしてきた社会的役割を多角的に紹介しました。



昭和100年関連施策「昭和時代の生命保険事業について」

はこちら

<https://www.seiho.or.jp/data/billboard/showa100/>



「生命保険会社のディスクロージャー～虎の巻」の改訂

当協会では、法令に基づく開示項目に、自主的に開示すべきと判断した項目を加えた業界統一のディスクロージャー開示基準を定め、毎年見直すことで、情報開示の充実を図っています。経済価値ベースのソルベンシー規制（ESR規制）が導入されるなど、情報開示を取り巻く環境の変化を踏まえ、生命保険会社のディスクロージャー誌の内容をわかりやすく解説した冊子「生命保険会社のディスクロージャー～虎の巻」の改訂を行いました（2026年6月）。



生命保険会社のディスクロージャー～虎の巻

はこちら



<https://www.seiho.or.jp/data/publication/tora/>

4. その他

税制改正に関する要望

国民の多様な生活保障の準備を税制面から支援するため、当協会はこれまで生命保険料控除制度の拡充を要望してきました。特に子育て世帯に対する生命保険料控除制度の拡充を要望した結果、2025年には、子育て世帯（23歳未満の扶養親族を有する場合）に対して、2026年分の所得税について一般生命保険料控除（遺族保障）の適用限度額を4万円から6万円に拡充する特例措置を設ける法改正が実現しました。本特例措置は1年間の時限措置であったため、本特例措置を恒久化するよう要望した結果、2026年に適用期限を1年延長する法改正が実現しました。

行動規範、行動指針、自主ガイドラインなど

生命保険事業が社会から信頼されるよう、生命保険会社やその役職員が遵守すべき「行動規範」を定めています。

また、事業の適切・健全な運営のために参考とすべき実務上の取扱いや留意点などを収めた「行動指針」や「自主ガイドライン」などを策定しています。

■ 行動規範

3つの行動原則

会員各社の事業経営およびその役職員の業務遂行における原則・規準

- ◎ お客さま本位の行動
- ◎ コンプライアンスと高い企業倫理に基づく行動
- ◎ 社会的責任に基づく行動

12の基本的行動

行動原則に則って、以下の12項目を定め、それぞれ具体的な内容をまとめたもの

1. 商品の提案・提供から支払いまでの適切なお客さま対応の推進
2. お客さまや社会との相互理解の促進
3. お客さま情報の適正な取扱いと保護の徹底
4. 公正な事業活動の遂行
5. 反社会的勢力との関係遮断
6. 生命保険事業の特性を踏まえた資産運用
7. 環境問題への取組みの推進
8. 社会貢献活動の推進
9. 人権の尊重
10. 働き方の改革と職場環境の充実
11. リスク管理の徹底
12. 再発防止の徹底と説明責任の遂行

■行動指針

- 環境問題における行動指針
- 反社会的勢力への対応指針
- 個人情報保護のための取扱指針
- 個人情報保護のための安全管理措置等についての実務指針
- 女性の活躍推進に関する行動指針

■営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点

営業職員チャネルにおけるコンプライアンス・リスク管理態勢に関する会員各社の取組みの高度化を後押しするもの

行動規範・指針・自主ガイドラインなど

はこちら



<https://www.seiho.or.jp/activity/guideline/>

■主な自主ガイドライン

〈適正な募集〉

- 重要情報シート作成ガイドライン
- 契約概要作成ガイドライン
- 注意喚起情報作成ガイドライン
- 契約締結前交付書面作成ガイドライン
- 市場リスクを有する生命保険の募集等に関するガイドライン
- 正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン
- 未成年者を被保険者とする生命保険契約の適切な申込・引受に関するガイドライン
- 保険募集人の体制整備に関するガイドライン
- 募集関連行為に関するガイドライン
- 保険代理店等に対する便宜供与及び出向に関するガイドライン

〈募集資料などの適正な表示〉

- 生命保険商品に関する適正表示ガイドライン
- 生命保険商品の募集用の資料等の審査等の体制に関するガイドライン

〈適切な保険金支払い〉

- 保険金等の支払いを適切に行うための対応に関するガイドライン
- 保険金等の請求案内事務に関するガイドライン
- 診断書様式作成にあたってのガイドライン

〈高齢者対応〉

- 高齢者向けの生命保険サービスに関するガイドライン

〈資産運用〉

- 生命保険会社の資産運用における責任投融資ガイドライン

(2026年6月現在)



顧客本位の 業務運営に向けた取組み





生命保険業界の態勢整備に関する取組み

「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」のフォローアップ

営業職員チャネルにおけるコンプライアンス・リスク管理態勢に関する会員各社の取組みの高度化を図るにあたっての考え方に関して、原理・原則や取組例などを取りまとめた「着眼点」を、2023年2月に策定しました。策定以来、営業職員チャネルを有する会員各社の取組状況や高度化に向けた対応を確認するため、毎年、フォローアップアンケートを実施しています。

その結果などをもとに、営業職員チャネルを有する会員各社の代表者が一堂に会する意見交換会を開催し、経営トップの力強いリーダーシップのもと、「着眼点」の内容を参考としつつ、自社のリスクを踏まえた態勢強化に継続的に取り組んでいく必要があることを改めて確認しています。

「保険代理店等に対する便宜供与及び出向に関するガイドライン」の新設

会員各社が保険代理店等に対して適切な対応を行う際の参考の用に供するものとして、2025年9月に「保険代理店等に対する便宜供与及び出向に関するガイドライン」を策定しました。本ガイドラインは、金融庁が「保険会社向けの総合的な監督指針」を一部改正し、保険代理店等に対する過度な便宜供与の防止や不適切な出向の防止に関する具体的な措置などを定めたことを踏まえ策定したものです。

会員各社が、保険業の公共性に鑑み、保険募集の公正性を確保すべく、代理店との適切な関係性の構築に取り組む中、当協会としてもその高度化に向けた後押しをしています。



その他の取組み

はこちら

<https://www.seiho.or.jp/data/publication/sr/2026srweb/sr-report-2026.pdf#page=5>





生命保険募集人などの育成および知識・能力の維持向上



■業界共通教育課程

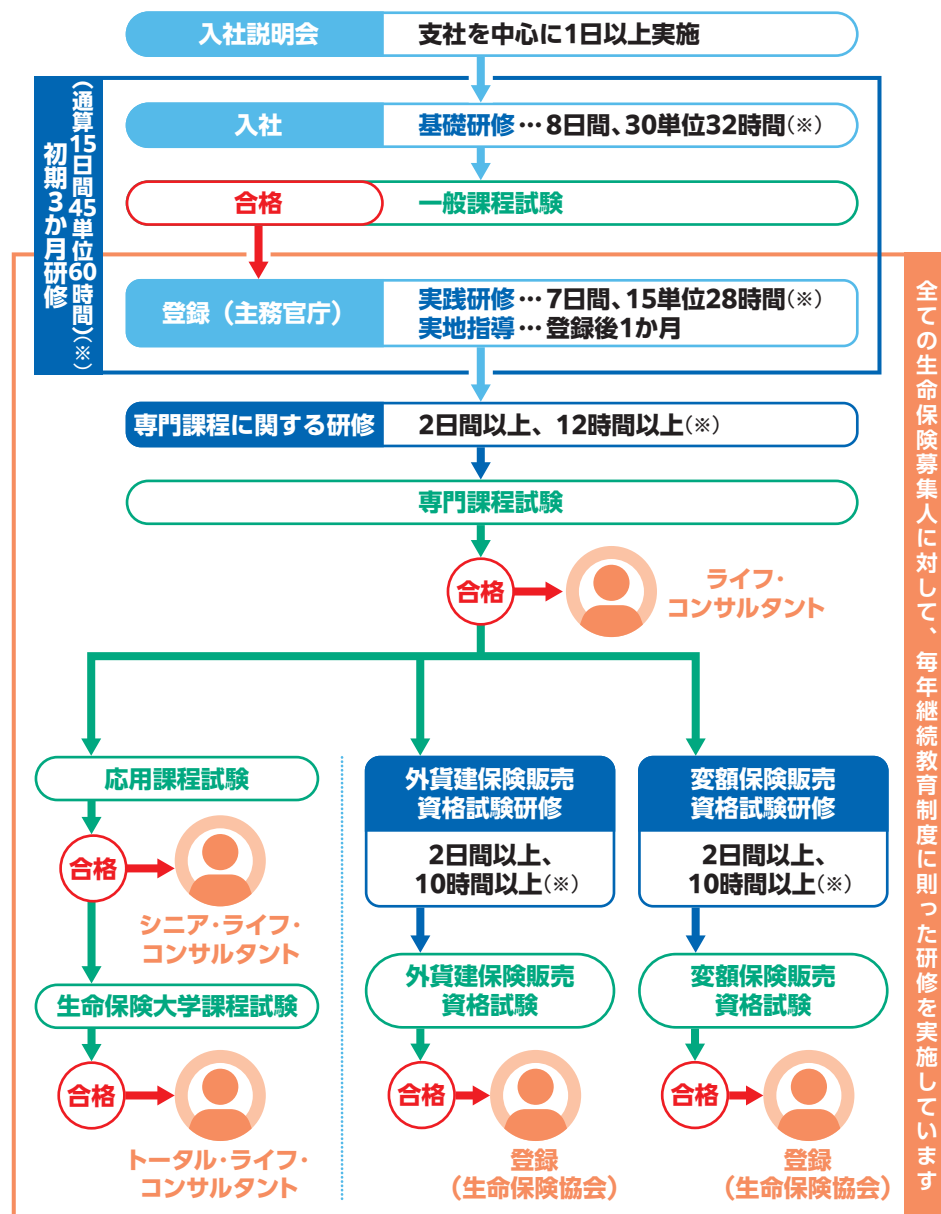
生命保険の販売に必要な知識や能力を養成するため、業界共通の教育制度を運営しています。保険商品をお客さまにお届けする「生命保険募集人」に必要とされる知識を確認する「一般課程試験」をはじめ、ファイナンシャルプランニングサービスに関する専門知識を養成する「専門課程試験」、「応用課程試験」、「生命保険大学課程試験」や、外貨建保険や変額保険の販売資格試験を運営しています。

生命保険募集人がその時々々の社会環境に応じた知識を習得できるよう、毎年カリキュラムの見直しなどを行い、教育内容の充実を図っています。

■継続教育制度

保険商品の説明や保険金・給付金の手続きを含めたアフターサービスなどを担う生命保険募集人の役割は重要であり、お客さまの特性や環境の変化に対応したきめ細やかなサービスが求められます。

そこで「継続教育制度」を構築し、生命保険募集人がお客さま重視・法令遵守の視点を持ち続けていくために、コンプライアンス・保険募集に関するルール・アフターサービス・公的保険制度などに関する教育を、原則全ての生命保険募集人に対して実施しています。



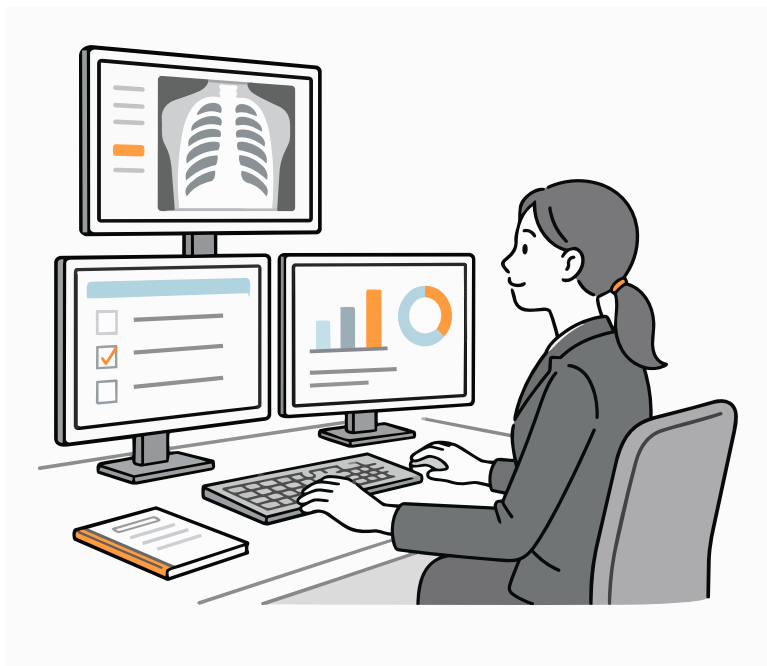
※研修日数・時間はモデルケース



■専門的業務を担う職員の育成および能力の維持・向上

生命保険商品は、加入者間の公平性を保つため、契約のお申込み時には健康状態の確認、保険金・給付金のご請求時にはお支払いの対象になるかどうかの判断が必要となるのが一般的です。

当協会では、生命保険事業の公平かつ健全な運営を支える人材の育成を目的として、健康状態を確認する業務を行う生命保険面接士の認定試験や、会員各社の支払査定担当者の業務能力の維持・向上を目的とした生命保険支払専門士試験を運営しています。



生命保険乗合代理店の業務品質向上



生命保険の加入経路の多様化が進む中、保険ショップなどの生命保険乗合代理店経由での加入が増加しています。こうした状況を踏まえ、乗合代理店における顧客本位の業務運営が推進されるよう、2022年4月から「代理店業務品質評価運営」に取り組んでいます。

本評価運営は、消費者にとって理想的な代理店に求められる取組みをまとめた業務品質評価基準に基づき、評価を希望する代理店の調査を行い、代理店の業務品質向上をサポートする、消費者のための取組みです。2026年3月時点で124社を当協会の認定代理店として公表しています。

本評価基準は、代理店による自己チェックと業務改善にも役立てられています。

認定代理店とは?(30秒動画)

はこちら

<https://www.youtube.com/watch?v=0JgABsnYbAg>



認定(評価)取得後も毎年、認定継続の可否を判断するため、代理店による評価基準の達成状況の申告や重点的に実態確認を行う「重点確認項目」を確認する更新調査を行っています。認定の有効期間が切れる3年後には、改めて初回と同様の定期調査を実施しています。



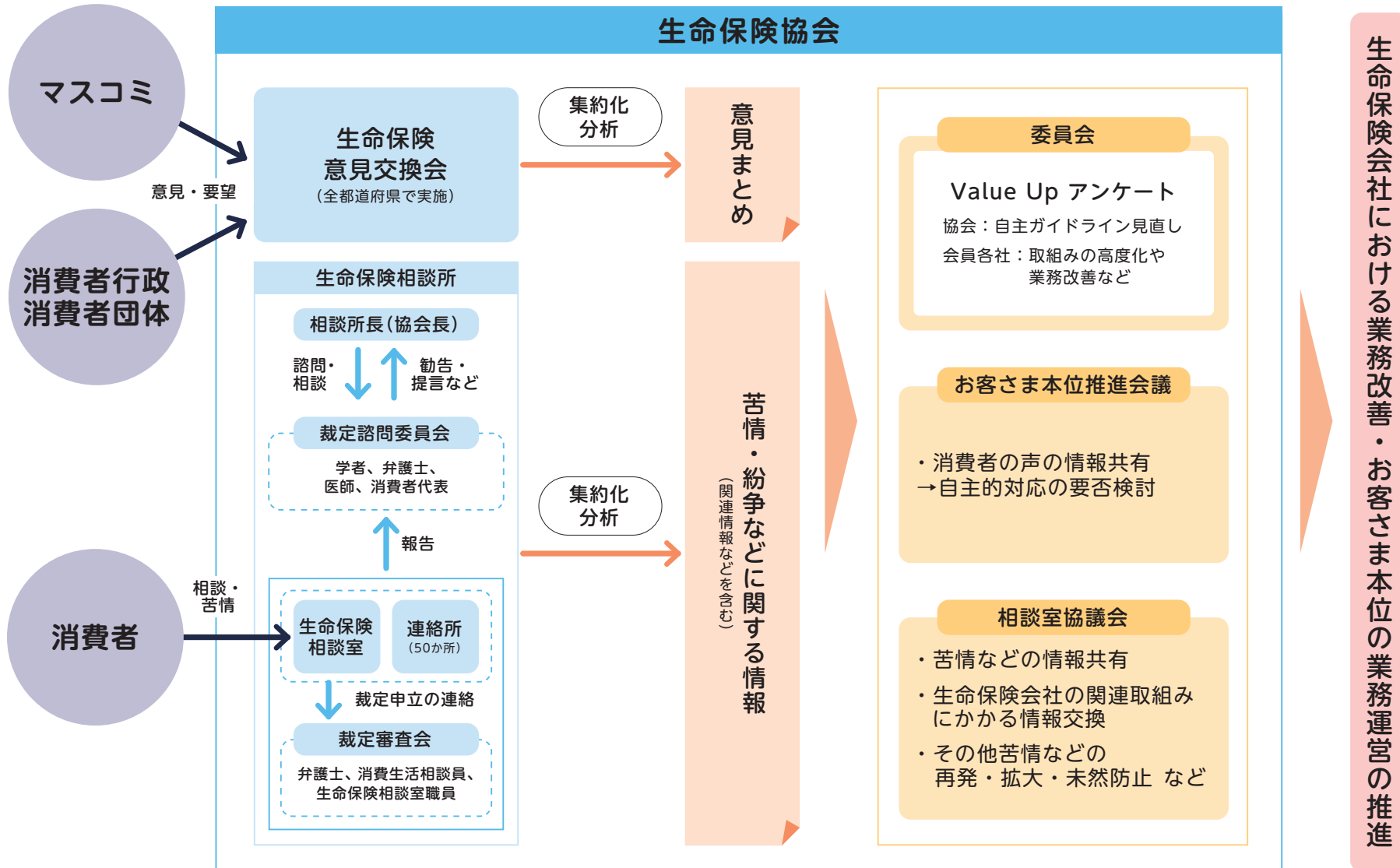
認定取得後の認定継続の流れ



消費者などの声を経営に活かす仕組み



消費者などの声を集約化・分析し、会員各社に共有するなどして、その経営改善などに活かしています。





Value Upアンケート



PDCAによる経営品質の向上

自主ガイドラインを踏まえた会員各社の取組みを確認する、「Value Upアンケート」を年1回実施しています。アンケートの結果を会員各社へ共有することにより、会員各社の取組みの高度化を後押ししています。また、取組事例の一部は当協会ホームページで公表しています。

自主ガイドラインを踏まえた会員各社の取組み [はこちら](https://www.seiho.or.jp/activity/guideline/activity/)

<https://www.seiho.or.jp/activity/guideline/activity/>



会員各社の取組事例 (2026年6月)

[認知判断能力が低下した方への対応]

業界外部からの声

独居高齢者が施設入居や認知症で意思能力が低下した場合、保全手続きや請求に支障が出ないように丁寧な対応をお願いしたい。



名義変更系手続きを除く一部の手続きについて、施設に入居されているなどの事情により、担当者が電話などで正当請求権者本人への請求意思確認ができない場合に限り、代筆者に対し、正当請求権者の請求意思を確認したうえで、代筆者の範囲等に制限を設け、手続きを可能とした。

お客さま本位推進会議



会員各社における「お客さま本位の業務運営」を高度化するために設置している会議であり、会員各社および当協会の経営層で構成されています。会議は年に複数回開催され、会員各社の取組事例の共有や質疑応答に加え、テーマに即した外部有識者にも参加いただくなど、活発な議論が行われています。2025年度は「高齢者対応」および「各社におけるコンプライアンス・リスク管理態勢」をテーマに情報・意見交換を実施しました。

消費者行政・団体、マスコミとの意見交換



消費者行政・団体、マスコミ関係者との意見交換会を毎年全国各地で実施しています(2025年度：計109回)。直近の業界取組みについて情報提供するとともに、ご出席者から業界に対する意見・要望などを収集する機会としています。

いただいた「意見・要望・質問」は集約・分析したうえで、会員各社の経営層などに共有し、お客さま本位の業務運営に向けた取組みの高度化を後押ししています。





消費者向けの取組み

生命保険料控除の改正に関する要望



■生命保険料控除制度について

近年、少子高齢化や働き方・ライフスタイルの多様化が進むなど、社会環境が大きく変化しています。その中で、経済的に自立した自分らしい生活を送るためには、自ら必要な備えを準備する「自助努力」が求められています。特に公的保障だけではカバーしきれないリスクに備える生命保険の重要性はますます高まっています。

こうした背景を踏まえ、当協会はこれまで生命保険料控除制度の拡充などを要望してきました。特に子育て世帯に対する生命保険料控除制度の拡充を要望した結果、2025年に、子育て世帯(23歳未満の扶養親族を有する場合)に対して、2026年分の所得税について一般生命保険料控除(遺族保障)の適用限度額を4万円から6万円に拡充する特例措置を設ける法改正が実現しました。

本特例措置は1年間の時限措置であったため、本特例措置を恒久化するよう要望した結果、2026年に適用期限を1年延長する法改正が実現しました。

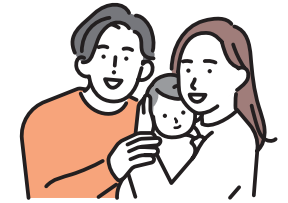
【新制度】※2012年1月以降の契約 ※2026・2027年分の所得税に適用

| | 一般生命保険料控除 | 介護医療保険料控除 | 個人年金保険料控除 |
|---------|-----------------------------------|-----------|----------------------|
| 子育て世帯 | [所得控除限度額] 所得税：6万円 地方税：2.8万円 | + | 所得税：4万円 地方税：2.8万円 |
| | | + | 所得税：4万円 地方税：2.8万円 |
| | | | 所得税：12万円・地方税：7万円 |
| 子育て世帯以外 | [所得控除限度額] 所得税：4万円 地方税：2.8万円 | + | 所得税：4万円 地方税：2.8万円 |
| | | + | 所得税：4万円 地方税：2.8万円 |
| | | | 所得税：12万円・地方税：7万円 |

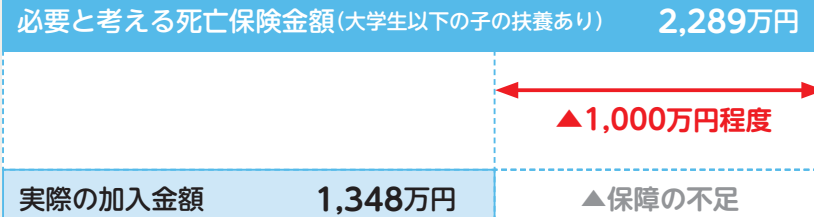
TOPICS!

子育て世帯における生命保険料控除の重要性

子育て世帯が必要と考える死亡保険の金額と、実際に準備している金額とでは1,000万円程度の差があります。この保障の不足は、万が一の際に遺族が生活に困窮したり、子どもの教育機会を確保できなくなったりするリスクにつながる可能性があります。十分な保障を備えておくことで将来に対する不安を軽減できるよう、安心して子育てできる社会の実現に、引き続き貢献していきます。



■子育て世帯が「必要と考える保険金額」と「実際の加入金額」の差



生命保険文化センター「2022年度 生活保障に関する調査」をもとに当協会作成

令和8年度税制改正に関する要望

はこちら

<https://www.seiho.or.jp/info/category/news/opinion-tax/pdf/2025.pdf>





生命保険や業界に関する情報提供



生命保険に関する正しい理解の促進と生命保険会社の経営の透明性を高めるため、契約に関する基礎知識や各種手続きに関する解説資料、生命保険会社のディスクロージャー誌に関する解説資料、業界統計・動向の公表など、様々な情報提供を行っています。

■生命保険の正しい理解促進

安心して保険にご加入・ご継続いただける環境づくりの一環として、保険加入前の検討から加入後の保険金請求・受取りに至るまで、あらゆる場面に關する情報や留意点をまとめた情報冊子を提供しています。



今だから聞きたい! 生命保険便利帳

はこちら

<https://www.seiho.or.jp/data/publication/elderly/>



■ディスクロージャー（企業の経営内容の公開）の充実

当協会では、法令に基づく開示項目に、自主的に開示すべきと判断した項目を加えた業界統一のディスクロージャー開示基準を定め、これを毎年見直すことで、生命保険会社の情報開示の充実を図っています。また、当協会ホームページでは、会員各社のディスクロージャー誌、決算発表資料などを紹介し、お客さまや投資家の利便性の向上に努めています。

また、生命保険会社のディスクロージャー誌の読み解き方をわかりやすく解説した冊子を提供しています。生命保険会社の経営内容を理解する際に避けられない専門用語や、一般企業との会計上の違いなどについて解説しており、直近の関係法令の改正を踏まえた改訂を随時行っています。



生命保険会社のディスクロージャー～虎の巻

はこちら

<https://www.seiho.or.jp/data/publication/tora/>



■業界全体の動向の公表

当業界および生命保険会社の理解の一助として、業界全体の動向について定期的に情報提供を行っています。全生命保険会社の主要業績を1か月、四半期、年度ごとに取りまとめた「生命保険事業概況」や、当業界の契約動向などを簡潔にまとめた「生命保険の動向」を提供しています。

生命保険事業概況 / 生命保険の動向

はこちら

<https://www.seiho.or.jp/data/statistics/>





生命保険相談所の3つの役割

1961年に一般消費者向け相談窓口として生命保険相談所(※)を設置し、2010年には金融庁から保険業法に基づく紛争解決機関に指定されました。

当相談所では、専門知識を持った相談員が、中立・公正な立場でお客さまからの生命保険に関する相談・苦情を受け付けています。

また、苦情解決支援の手続きを開始してから一定期間を経過しても、お客さまと生命保険会社との間でトラブルが解決しない場合、お客さまは当相談所内に設置された裁定審査会に申立てを行うことができます。

※ 全国50か所(全都道府県に所在)に連絡所を設置しています。

■一般相談対応

お客さまから生命保険に関する一般的な相談やお問合せが寄せられた際に、説明、情報提供、アドバイスなどを行います。



■苦情解決支援

生命保険会社の対応に不満がある場合に、お客さまの疑問やお悩みを整理し、解決に向けたアドバイスを行います。当事者間で解決できない場合は、生命保険会社に対し、当相談所から解決の依頼などを行い、早期解決に努めます。

■紛争解決支援(裁定審査会)

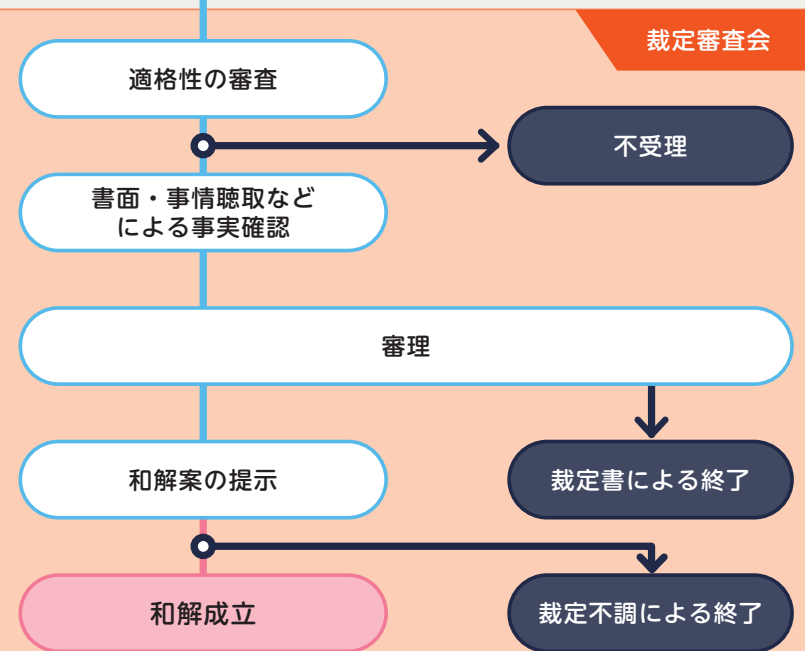
お客さまと生命保険会社との間のトラブルについて、裁判ではなく、中立な第三者に関わってもらいながら、柔軟な解決を図っています(裁判外紛争解決手続(ADR))。

苦情解決支援



苦情の受付から
裁定審査会手続き
終了までの流れ

紛争解決支援(裁定審査会)





裁定審査会の特長



■ 中立・公正

弁護士、消費生活相談員、生命保険相談室の職員の3者で構成され、いずれの委員も個別の生命保険会社と特別な利害関係を有しない中立・公正な第三者です。

■ 専門性

金融・保険や消費者にかかる関連法令および生命保険商品・実務に関する専門的な知見に加え、累計5,299件(2026年3月末時点)の申立てを受け付けた豊富な実績を有しています。

■ 裁定型

当事者双方から提出された書類や事情聴取にもとづき事実関係を確認し、柔軟な解決に向けて考慮すべき事情の有無なども踏まえて審理を行い、申立ての内容について理由の有無を付して結論を提示します。

■ 簡易迅速・非公開

裁判より簡易迅速な手続きが可能であり、裁定手続きは非公開となっています。

■ 無料

手続きは無料で利用いただけます(ただし、通信費、事情聴取の際の交通費、その他の手続き費用は申立人の負担となります)。

■ 利便性

裁定審査会委員によるヒアリング(事情聴取)を、全国50か所の連絡所でオンラインにより行うことで、遠方まで出向く負担を軽減しています。

相談所業務や裁定審査会の公正性確保の仕組み



生命保険相談所の業務や裁定審査会の運営が公正・円滑に行われることを担保するため、「裁定諮問委員会」を設けています。同委員会は、外部有識者(学者、弁護士、医師および消費者団体の代表者)で構成されており、生命保険相談所長(生命保険協会長)からの諮問・相談に応じるとともに、必要に

応じて勧告・提言を行っています。

同委員会で出された意見などは、当協会より会員各社にも共有し、業務改善の参考としています。

相談・苦情の分析および公表



生命保険相談所は、受け付けた相談・苦情などの状況を分析し、その結果を会員各社の経営層などに提示し、また広く一般に公表することで、相談・苦情の再発や未然防止などにつなげています。

● 相談所レポート

相談所で受け付けた相談・苦情の状況(主な相談・苦情の件数や内容など)の分析結果や主な申出事例などを取りまとめ、年1回公表しています。

苦情の状況だけでなく、相談所を利用した方の率直な声(感想・意見・要望など)に対する対応・改善状況など、業務運営の改善に向けた取り組みなども掲載しています。

また、会員各社だけでなく、官公庁、関係団体、全国の消費生活センターなどにも提供し、相談所の活動状況を積極的にお知らせしています。

● ボイス・レポート

相談所で受け付けた苦情について迅速に情報提供するため、苦情の件数や内容などの分析結果や主な苦情事例などを取りまとめ、四半期に1回公表しています。

● 裁定概要集

裁定審査会への申立件数や申立内容、裁定手続きが終了した事案の概要を取りまとめ、四半期に1回公表しています。

また、当協会や会員各社のホームページで苦情や保険金などのお支払いに関する情報の開示を行うことで、透明性の確保に努めています。

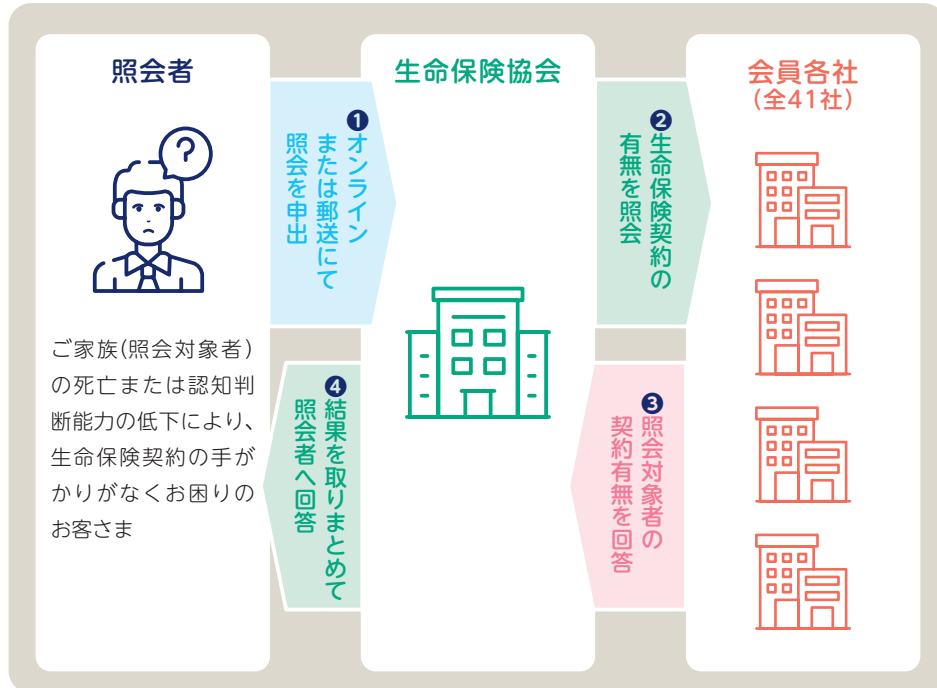


生命保険契約照会制度

【平時】

高齢者人口の増加に伴い、独居のまま亡くなる方や、認知症を患う方が増加するなどにより、加入されている生命保険契約が直ちに把握できず、保険金などを速やかにお受け取りいただけないケースの増加が想定されます。

当協会では会員各社と連携し、契約者・被保険者が亡くなった場合、または認知判断能力が低下している場合において、法定相続人や親族などからの生命保険契約の有無のご照会に応じています。本制度をご利用いただくことで、一度の手続きにより、当協会に加盟する生命保険会社とのご契約の有無をご確認いただけます。



【災害時】

東日本大震災以降、災害救助法が適用された地域での被災などにより、生命保険契約に関する手がかりを失い、保険金などの請求が困難となった方からの生命保険契約の有無のご照会に応じています。



電話での受付

(災害時のフリーダイヤル)

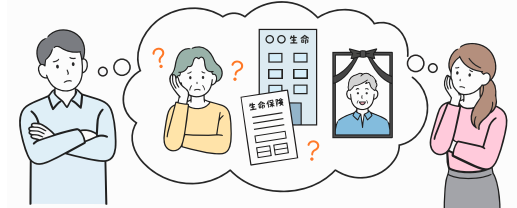
0120-001-731

【受付時間】

月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

9:00～17:00

※利用料のご負担はございません。



生命保険契約照会制度のご案内はこちら

<https://www.seiho.or.jp/contact/inquiry/>





災害など発生時のお客さまに寄り添った対応 >>

会員各社は、自然災害などにより災害救助法が適用される場合などに、「保険料払込猶予期間の延長」、「保険金などの請求にかかる必要書類を一部省略することによる簡易支払い」といった特別取扱いを実施します。これにより、災害などの不測の事態に直面する中でも必要な保障を継続いただくことができ、また保険金などを簡易迅速にお受け取りいただけます。

また、当協会は、災害時における生命保険契約照会制度の実施や、生命保険会社の各種取扱いに関するお知らせなど、被災されたお客さまに対する情報提供を行っています。

近年でも、令和6年能登半島地震の発生時や新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、これらの特別取扱いの実施や各種情報提供などにより、みなさまに一日も早くご安心いただけるよう、業界一丸となってお客さまに寄り添った対応に努めました。

当協会は、大規模災害時などにおいても事業を継続できる態勢を整え、会員各社が生命保険事業の社会的責任を果たせるよう、その対応を支援しています。





生命保険制度の健全性・公平性の確保



生命保険制度の悪用（モラルリスク）への対応

生命保険事業は、「相互扶助（＝助け合い）」の仕組みに基づき公平に運営されることが肝要です。当協会では、モラルリスク（生命保険が不当な利益を得るために悪用されること）の防止に向け、様々な取組みを行っています。会員各社は、当協会の制度を通じて他の生命保険会社などから提供される情報を必要に応じて参照し、契約の引受や保険金などの支払判断の参考にすることができます。

〈契約内容登録制度〉

複数の生命保険会社にまたがり短期間に集中して契約し、不正に保険金などを受け取ることを防止するため、契約内容を当協会に登録し、契約の引受や保険金などの支払判断の参考にしています。

〈支払査定時照会制度〉

保険金などのご請求があった場合、生命保険会社同士が必要に応じ、保険契約の内容について情報交換を行い、保険金などのお支払いの判断の参考としています。

特殊詐欺被害防止の取組み



2025年は年間1,400億円を上回る被害総額となるなど、振り込み詐欺をはじめとする特殊詐欺が多発しており、近年では、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害が全国的に急拡大しています。

当協会では、安全・安心な社会の実現につなげるため、警察庁および全ての都道府県警察と連携し、詐欺などの被害防止のため、以下の取組みを行っています。

- 特殊詐欺被害防止のための注意喚起チラシ・ポスターの作成（金融庁とも連携）
- 会員各社の営業職員や支社窓口担当者向けの講習会（研修会）の開催
- 全国の地方協会です特殊詐欺被害防止啓発チラシの配布、街頭PRなどの啓発活動
- 本部協会と警察庁、地方協会と都道府県警察本部との間での定期的な情報交換



街頭PRなどの啓発活動



特殊詐欺被害防止啓発チラシ

II

持続可能な社会の 実現に向けた取組み





株式市場の活性化と持続可能な社会の実現に向けた取組み



生命保険会社は、長期安定資金の供給を行うことで、日本の経済成長などを後押しする役割を担ってきました。一方、近年では、世界が気候変動に伴う自然災害や重大な人権侵害などの様々な社会課題に直面する中、責任ある投資家としての役割を一層発揮することで、社会課題の解決に貢献していきます。

当協会では、専門のワーキンググループを設け、会員各社によるスチュワードシップ活動や責任投融資にかかる積極的な取組みを後押しすることで、企業の持続的な成長(企業価値向上)に向けた取組みを促し、中長期的な株式価値の向上、ひいては株式市場の活性化と、持続可能な社会の実現につなげていきます。

●スチュワードシップ活動とは？

機関投資家が、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」などを通じて、その企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、自らの顧客などの中長期的な投資リターンを拡大を図る責任をスチュワードシップ責任といい、この責任を果たすための活動を指します。

●責任投融資とは？

持続可能な社会の実現と長期的な企業価値の向上の双方を考慮した投融資のアプローチです。

株式市場の活性化/持続可能な社会の実現に向けた取組み [はこちら](https://www.seiho.or.jp/activity/sdgs/esg/)

<https://www.seiho.or.jp/activity/sdgs/esg/>



株式市場の活性化／持続可能な社会の実現

2017～

毎年12月公表

協働エンゲージメント

資本効率を意識した
財務・資本戦略、投資戦略との
バランスを考慮した
株主還元の実現(※)

資本コストや
株価を意識した経営

気候変動の情報開示充実

1974～

毎年4月公表

提言レポート

企業・投資家への
アンケートに基づく提言

WG参加各社の取組み・態勢のレベルアップ

スチュワードシップ活動WG (生命保険会社10社)



責任投融資推進WG (生命保険会社21社)

※2025年より一部変更



協働エンゲージメントの実施



2017年度以降、投資先企業との建設的な対話を通じて企業の持続的成長を促すため、スチュワードシップ活動WGに参加する生命保険会社が連携し、「協働エンゲージメント」を毎年実施しています。

本取組みにおいては、投資家と企業が課題意識を共有するとともに、投資家が企業に対して時代の要請を捉えた継続的な働きかけを行うことが重要であると捉え、書簡により投資家の課題意識を共有したうえで、対話を通じて具体的に説明することで実効性の向上を図っています。9年目となる2025年度は、「①資本効率を意識した財務・資本戦略、投資戦略とのバランスを考慮した株主還元の充実」、「②資本コストや株価を意識した経営」、「③気候変動の情報開示充実」の3テーマを対象に実施しました。

●協働エンゲージメントとは？

複数の機関投資家が、認識を共有できる点について連携して、投資先企業と持続的企業価値向上を目指した対話(エンゲージメント)を行うことです。

複数の投資家が連携して取り組むことにより、企業に対する影響力が大きくなる他、投資家間で専門知識・スキルを共有できる、対話における業務負荷を投資家間で分散できるなどのメリットがあります。

企業価値向上に向けた提言



1974年から50年以上にわたり、上場企業および機関投資家などに対して企業価値向上に向けた提言を行っています。企業と投資家の双方に対し、「株式市場の活性化と持続可能な社会の実現」に向けた現在の活動内容や意識、今後の取組みについてアンケートを行い、その結果を取りまとめるとともに、企業と投資家の回答を比較して双方の意識の違いを浮き彫りにすることで、両者の課題意識の共有を図っています。2025年度は、これまでの提言の方向性を維持しつつ、企業(上場企業1,200社)・投資家(生命保険会社など機関投資家179社)へのアンケート結果を踏まえ、「経営目標/財務戦略」、「ガバナンスの向上」、「対話の質の向上」に関して新たな提言および提言内容の一部見直しを行いました。

グローバル化への対応



■国際的なルールの策定などへの積極的な関与

経済活動のグローバル化が進む中、各国で異なるルールの整合を図るため、国際機関にて、保険監督、財務報告、サステナビリティ開示などに関する基準が議論されています。当協会では、保険事業の健全な発展に向け、様々な場面で積極的に意見を発信しています。

■GFIA（国際保険協会連盟）を通じた国際活動

GFIAは世界各地の40を超える保険協会から構成され、国際基準の策定などに対して、民間の立場から意見発信や情報交換を行う団体です。

当協会は2012年のGFIA設立当初から参画し、各地域の保険協会と連携しながら、日本の保険業界の声を国際社会に届けています。

■国際活動についての情報発信

英語版のホームページやXを通じ、国内外の幅広いステークホルダーに対する情報発信に注力しています。



当協会の英語版Xアカウント

はこちら

https://x.com/LIAJ_JP





ライフステージに応じた保険教育



生涯にわたって経済的に自立した豊かな生活を送るためには、ライフプランを描き、自身のニーズに合う金融商品・サービスを適切に選択できるよう、金融リテラシーの向上に取り組むことが重要です。

当協会は、幅広い年代の方が生命保険や生活設計に関する理解を深められるよう支援する「全世代対応型パッケージ」を構築し、「金融・保険に関する学習情報サイト」を通じて、ライフプランの考え方や社会保障制度の仕組みなどを広く学べるコンテンツを提供するなどしています。

また、日本損害保険協会・生命保険文化センターと「保険教育に関する包括連携協定」を2023年に締結し、保険分野における金融リテラシー向上に協働して取り組んでいます。

消費者をサポートする 『全世代対応型パッケージ』

緑枠…生命保険協会作
青枠…生命保険文化センター作

まんがコンテンツ



小学生



講師派遣（オンライン講座や授業を収録した動画提供を含む）

学校教育用副教材



中学生作文コンクール



カードゲーム教材^(※)



学校教育教材

生命保険実学連続講座

消費者向け出版物



高齢者向け情報冊子



動画コンテンツ



中学生



高校生



大学生



成人一般



※カードゲーム教材「ソナソナ」は日本損害保険協会・生命保険文化センターの共作

金融・保険に関する学習情報サイト

はこちら

<https://www.seiho.or.jp/edu/>



生命保険文化センターの諸活動

はこちら

<https://www.jili.or.jp/>





■生命保険実学連続講座(大学生向け)

保険分野における金融リテラシー向上に寄与するため、2012年より全国各地の大学で、生命保険に関する実学連続講座を開いています。

生活上の様々なリスクを知り、それらのリスクから私たちを守る社会保障制度の基礎を理解したうえで、各々の人生に合わせた生活設計ができるようになることが講座の目標の一つです。こうした学びを通じて、近い将来、社会に巣立つ大学生が、リスク管理能力を身に付け、より自分らしい人生を送れるようになればと考えています。

加えて、生命保険会社が、社会においてどのような役割を担い、また事業環境の変化などに応じてどのような対応(商品開発など)を行っているかを学ぶ中で、社会課題とその解決を自ら考え、社会へ貢献できるような人材となることも企図しています。

実際の運営では、大学・学生の要望も踏まえ、グループディスカッションを織り交ぜるなどしながら、バランスの良い講義となるよう工夫しています。

2025年度は44の大学で約5,000名の学生が受講しました。

講義テーマ例

1. オリエンテーション・生命保険概論
2. 生活設計とリスク管理
3. 社会保障概論
- 4・5. 公的保障と生命保険(死亡・老後・医療・介護)
6. 生命保険の契約関係
7. 生命保険と税金
8. 生命保険商品の変遷・動向
9. 生命保険と資産運用
10. 生命保険会社の社会的役割
11. グループディスカッション
12. 生命保険に関するトラブル対応
13. 生命保険会社の組織・業務
14. 隣接業界(損害保険、少額短期保険、共済など)
15. 総括

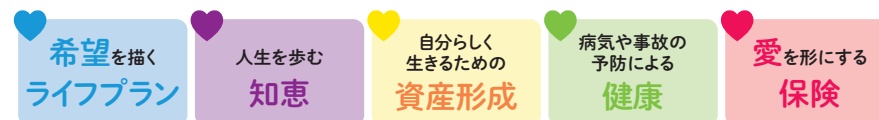
TOPICS! 自助の日

当協会は、5月28日を記念日「自助の日」としています。自分らしく豊かな人生を送るためにはどうすればよいかを考える日です。

長い人生を豊かなものにするためには、自分自身の状況や価値観に応じて、ライフプランを描き、健康増進や資産形成、リスクへの備えについて学び、行動に移していくことが大切です。

5月28日は、4つ葉のクローバーよりも葉の数が1枚多い5つ葉(「いっつば」、意味は下図ご参照)の語呂に由来しています。入学や転職など、人生の転機が重なる春先や年度始を経たこの時期がライフプランを見直すタイミングとしても適しており、この日をきっかけとして、より多くの方がご自身のライフプランなどに向き合っていただけるようになれば幸いです。

いっつば
5つ葉は、**希望**、**知恵**、**財運**、**健康**、**愛**の
意味が込められています。





生命保険業界とSDGs

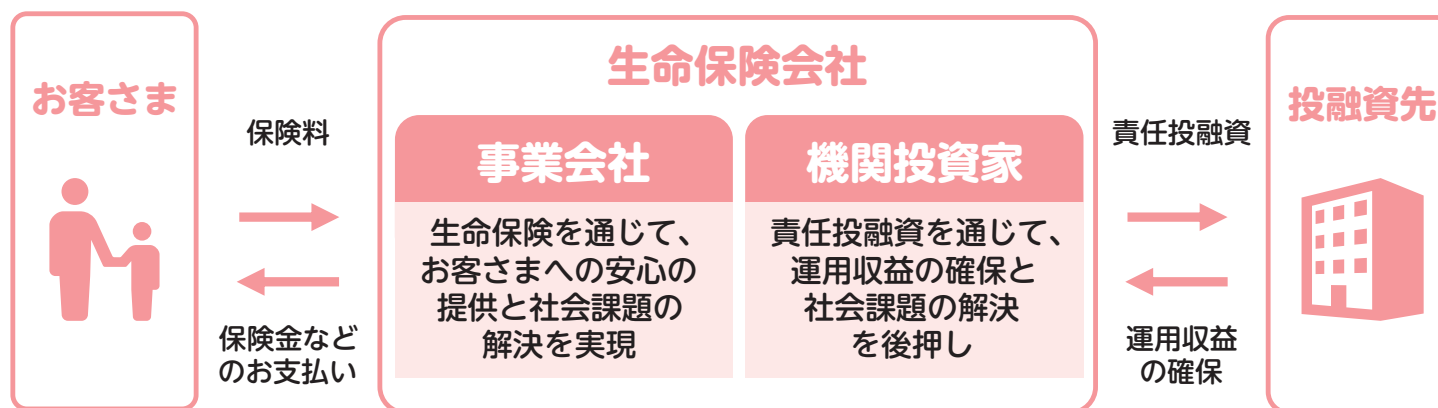


生命保険会社は、生命保険を通じてお客さまに安心を提供する「事業会社」、お客さまからお預かりした保険料を原資に資産運用を行う「機関投資家」、双方の立場から、持続可能な社会の実現に寄与すべく、SDGs達成への貢献を含め、様々な社会課題の解決に向けた取組みを行っています。

また、生命保険会社は、機関投資家として、運用収益の確保だけでなく、SDGsの達成にも資する投融資に取り組んでいます。

●SDGs(Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)とは？

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2015年の国連サミットで採択された、2030年を年限とする17の国際目標。



SDGsの達成に向けた貢献





■保険金などのお支払いとSDGs

生命保険に加入いただいたお客さま一人ひとりに対して、いざという時に迅速かつ適切に保険金などをお支払いすることが、生命保険事業そのものを通じたSDGsへの貢献であると考えます。例えば、遺族が困窮しないよう死亡保険により生活を支える、年金保険により老後の生活を支える、医療保険を通じて病気やケガの治療に伴う経済的負担を緩和する、学資保険などで教育の機会の確保を支援する、などの形で生命保険はその役割を果たしています。

■SDGs達成に向けた重点取組項目

当業界のSDGsにかかる取組全般の推進につなげるべく、当業界に期待される役割や取組みについて、SDGs達成に向けた重点取組項目として取りまとめ、公表しています。

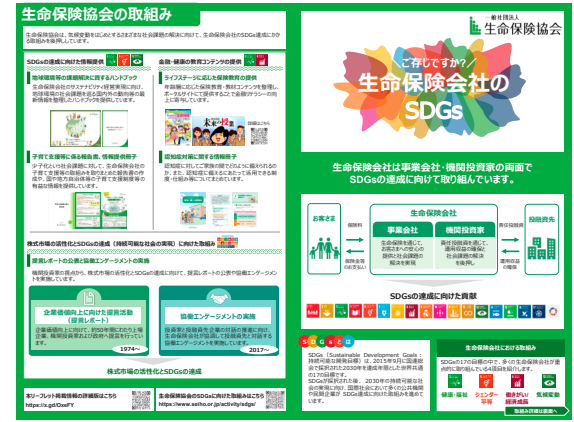
■生命保険業界におけるSDGs達成に向けた重点取組項目

- | |
|---------------------------------------|
| 1. 持続可能な社会保障制度の構築に向けた貢献 |
| 2. 金融リテラシー教育の推進 |
| 3. 高齢者への対応を含む消費者目線に立った経営の推進 |
| 4. 健康寿命延伸に向けた取組 |
| 5. ESG投融資の推進 |
| 6. 気候変動問題をはじめとする環境問題への対応 |
| 7. モラルリスク対策およびマネー・ローンダリング等、反社会的勢力への対応 |
| 8. コンプライアンスの推進と人材育成 |
| 9. 持続可能な社会実現に向けたインフラ整備とデジタル化の推進 |
| 10. ダイバーシティ&インクルージョンの推進 |
| 11. 人権に関する対応 |
| 12. 地域貢献に関する取組 |

また、当協会内に「SDGs推進PT」や「責任投融資推進WG」などを設置し、会員各社への情報提供や、SDGs達成に向けた取組状況に関するアンケートを実施し、取組事例を共有することなどを通して、会員各社の取組みのレベルアップを後押ししています。

■SDGsリーフレット

会員各社と当協会のSDGs推進に向けた取組みについて、一般消費者に理解を深めていただけるよう「SDGsリーフレット」を公表しています。



SDGsリーフレット [はこちら](https://www.seiho.or.jp/activity/sdgs/pdf/sdgsleaflet_01.pdf)

https://www.seiho.or.jp/activity/sdgs/pdf/sdgsleaflet_01.pdf

■地球環境等の課題解決に資するハンドブック

地球環境等の課題を平易に解説した基礎編「ちきゅうのみらい」と、グローバルなイニシアティブの動向など、専門的なテーマを解説した応用編「持続可能な社会実現に向けた地球環境等ハンドブック」の2種類からなる「地球環境等の課題解決に資するハンドブック」を公表しています。

地球環境等の課題解決に資するハンドブック [はこちら](https://www.seiho.or.jp/activity/sdgs/global-environment/)

<https://www.seiho.or.jp/activity/sdgs/global-environment/>



社会貢献活動



生命保険事業は、契約者をはじめとする国民からの理解や信頼のもとに成り立っています。当協会は、人々の生活向上と公共の福祉増進に貢献するため、幅広い社会貢献活動に全国で取り組んでいます。

活動内容は定期的に振り返り・見直しを行い、時代によって変化していく様々な社会課題などに対し、中長期的に対応していくことを目指しています。

■介護福祉士養成給付型奨学金制度

- ✓資格取得を目指す学生に返済義務のない奨学金を支給(年間24万円・1年間)
- ✓累計6,154名に支給

高齢化の進展に伴い、高齢者介護が長年にわたり社会課題となっています。この課題に対し、介護の担い手育成を図るべく、介護福祉士制度が創設された1989年から奨学金制度を運営し、介護福祉施設などでの活躍を目指して介護福祉士養成施設で学ぶ学生を応援しています。

2025年度は168名の学生に奨学金を支給しました。

卒業した奨学生は、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの介護福祉の第一線で活躍しています。

■保育士養成給付型奨学金制度

- ✓資格取得を目指す学生に返済義務のない奨学金を支給(年間24万円・1年間)
- ✓累計918名に支給

政府が待機児童の解消に向けて様々な取組みを展開する中、保育人材の育成を図るべく、2017年度から奨学金制度を運営し、保育士養成施設で学ぶ学生を応援してきました。

最終年度となる2025年度は118名の学生に奨学金を支給しました。➡

卒業後は多くの方が保育の専門職として活躍しています。

※本施策は、待機児童数の減少などを踏まえ、2025年度をもって収束しました。

■子育てと仕事の両立支援に対する助成活動

- ✓保育施設・放課後児童クラブへ資金助成(上限20万円)
- ✓累計1,405施設に2億8,900万円の助成を実施

2014年当時、待機児童問題が大きな社会課題となっていました。そこで、保育施設や、放課後児童クラブの受け皿拡大および質の向上に取り組む事業への助成を通じて、子育てと仕事を両立できる環境づくりを支援してきました。

具体的には、保育施設・放課後児童クラブの設備整備や備品購入などに必要な費用への資金助成を行っており、2025年度は、全47都道府県の計150施設に助成しました。

※本施策は、待機児童数の減少などを踏まえ、2025年度をもって収束しました。

■生命保険協会留学生給付型奨学金事業

- ✓アジア地域からの私費留学生に返済義務のない奨学金を支給(年間120万円・2年間)
- ✓延べ14か国累計436名に支給

国際的な社会貢献・国際交流のため、1990年度に「外国人私費留学生奨学金制度」を発足させ、アジア地域からの私費留学生に奨学金を支給してきました。2014年度以降は、公益財団法人日本国際教育支援協会の協力を得て運営しており、2025年度は8名の学生に奨学金を支給しました。卒業後は多くの方が日本での留学経験を活かし、日本とアジアの架け橋となって活躍しています。



地方CR活動

各都道府県には、地域における生命保険事業の健全な発展を目的に活動する地方協会があります。各地方協会では1991年から、会員各社の職員が協力しあって地域との良好な関係づくりを目指す「地方CR(コミュニティ・リレーションズ)活動」に取り組み、住み良い社会環境づくりに貢献しています。募金活動、福祉巡回車の寄贈、献血活動、障がい者・高齢者・子ども食堂への支援など、各地域の実情を踏まえた活動を実施しています。ここでは2025年度(2025年4月~2026年3月)の地方CR活動の内容を紹介しています。



【募金活動】

会員会社の職員などによる募金を実施し、集まった資金をもとに、地域のニーズや環境に応じて、様々な活動の支援を行っています。



募金額
総額 **1億**円以上 **54**協会
協会で実施



【福祉巡回車の寄贈】

在宅介護サービスなどに活用する福祉巡回車を市区町村社会福祉協議会などに寄贈しています。



寄付総数 **72**台 **47**協会
協会で実施



香川県



奈良県

【献血活動】

血液不足を解消するため、会員各社の職員が主体となって献血の実施や啓発を行っています。



参加人数 **1万9千**人以上 **46**協会
協会で実施



鹿児島県



鳥取県

【健康関連の取組み】

ウォーキングやマラソン大会への協賛などを実施しています。



14協会
協会で実施



青森県



岡山県



《障がい者支援》

障がいのある方々の支援団体などへ物品寄贈や資金助成をしています。



53 協会
で
実施



《高齢者支援》

高齢者が運営主体の団体や、高齢者を対象としている支援団体などへ物品寄贈や資金助成をしています。



27 協会
で
実施



《こども食堂支援》

こども食堂やこども食堂関連団体などへ資金助成をしています。



52 協会
で
実施



《その他の活動》

その他、災害支援や特殊詐欺被害防止の啓発活動、情報提供活動などの様々な活動を実施しています。



当協会ホームページでは、お住まいの地域にある地方協会の活動内容を紹介しています。

地方CR活動の詳細

はこちら

<https://www.seiho.or.jp/activity/social/cr/>





生命保険協会のご案内





生命保険協会は、わが国における生命保険業の健全な発達及び信頼性の維持を図り、もって国民生活の向上に寄与することを目的として、日本国内で生命保険事業を行う全生命保険会社により構成されている非営利団体です。

取組概要

生命保険は、死亡や病気・ケガなど予期しない出来事による経済的リスクに備え、生活の安定を支えるものです。また、公的保障と同様に、社会全体の安定を支える役割も果たしています。

当協会は、生命保険事業がこうした社会的使命を着実に果たし、国民生活の向上や社会の持続的発展に貢献できるよう、生命保険会社をはじめ、消費者や社会に向けて様々な取組みを行っています。

事業一覧

1. 生命保険事業に関する情報提供及び理解促進に関する事業
2. 生命保険に関する相談、苦情対応及び紛争解決に関する事業
3. 生命保険事業の適切な運営を確保するための制度及び施策に関する事業
4. 社員会社等の職員に対する教育及び研修に関する事業
5. 生命保険の理論及び実務等に関する調査研究に関する事業
6. 関係官庁、関係機関その他に対する意見の表明等に関する事業
7. 社会的責任を遂行するための事業
8. その他本協会の目的を達成するため必要と認めた事業

主な取組み

生命保険事業の適切な運営の支援

生命保険事業が社会から信頼されるよう、生命保険会社やその役職員が遵守すべき「行動規範」を定めています。また、事業の適切な運営などにあたって参考となる実務上の取扱いや留意点などを収めた「行動指針」や「自主ガイドライン」などを策定しています。

行動規範・指針・自主ガイドラインなど はこちら

<https://www.seiho.or.jp/activity/guideline/>



生命保険会社の職員の教育・研修

生命保険の募集や保険金のお支払いなどの業務を適切に行えるよう、生命保険会社の職員を対象とした各種教育制度を運営しています。

業界共通試験など はこちら

<https://www.seiho.or.jp/exam/>





■消費者からの相談受付、紛争の解決支援

生命保険相談所を設置し、専門知識を持った相談員が、中立・公正な立場でお客さまからの生命保険に関する照会・相談や苦情を受け付けています。

また、お客さまと生命保険会社との間でトラブルが解決しない場合、中立・公正な立場から裁定(紛争解決支援)を行う裁定審査会を運営しています。

●生命保険相談所

生命保険相談室(東京) Tel:03-3286-2648

受付時間:9:00~17:00(土・日曜、祝日および年末年始を除く)(2026年6月現在)
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階(当協会内)

連絡所

全国50か所(全都道府県に所在)に設置。
訪問による相談を希望される場合は、事前にお電話ください。

地方事務室・生命保険相談所(連絡所)一覧 [はこちら](#)

<https://www.seiho.or.jp/contact/about/list/>



ご相談フォーム [はこちら](#)

<https://www.seiho.or.jp/contact/about/notice/>



■生命保険契約照会制度

保険金などの確実なお受け取りや生命保険契約のご継続を支援するため、契約者・被保険者が亡くなった場合、または認知判断能力が低下している場合において、法定相続人や親族などからの契約の有無のご照会に応じています。

また災害時には、災害救助法が適用された地域で被災し、生命保険契約に関する手がかりを失って保険金などの請求が困難となった方からの同様のご照会にも対応しています。

生命保険契約照会制度

[はこちら](#)

<https://www.seiho.or.jp/contact/inquiry/>





■ 消費者向け情報提供・保険教育

生涯にわたって経済的に自立した豊かな生活を送ることができるよう、「金融・保険に関する学習情報サイト」を通じて、生命保険のみならず、ライフプランの考え方や社会保障制度の仕組みなどを広く学べるコンテンツを提供しています。

また、全国各地の大学で生命保険に関する実学講座を開いています。

金融・保険に関する学習情報サイト

はこちら

<https://www.seiho.or.jp/edu/>



コンテンツ

● 今だから聞きたい！生命保険便利帳

加入の検討から保険金などの受け取りに至るまでの生命保険関連のあらゆる場面に関する留意点や理解しておきたい点をまとめた情報冊子です。

<https://www.seiho.or.jp/data/publication/elderly/>



● 生命保険会社のディスクロージャー～虎の巻

生命保険会社のディスクロージャー誌の読み方をわかりやすく解説した冊子です。

<https://www.seiho.or.jp/data/publication/tora/>



● 生命保子の未来の授業

幅広い世代に向けて社会保障制度の仕組みや保険による自助の重要性について解説するアニメーション動画です。

<https://www.seiho.or.jp/edu/lesson/>



いずれも当協会ホームページより無料でダウンロードまたは閲覧可能

■ 社会課題への対応

社会貢献活動

国民生活の向上や公共の福祉増進に貢献するため、介護福祉士を目指す学生への奨学金の支給や、国際貢献・交流を推進する観点からアジア地域からの私費留学生への奨学金の支給を行っています。

持続可能な社会の実現に向けた取組み

SDGs達成に向けた会員各社の取組支援(各種情報提供、対外発信など)や、脱炭素社会の実現に貢献するための業界独自の目標の設定など、持続可能な社会の実現に向けて生命保険業界一丸となった取組みを展開しています。

■ 意見表明など

国民の自助努力を支援するための税制改正要望をはじめ、生命保険事業の効率化や発展に向けた規制改革要望、株式市場の活性化に向けた提言や公正な競争環境の整備に向けた要望など、生命保険に関する様々な意見、要望などを関係各方面に行っています。



地域社会に根差した活動



当協会は、全都道府県に計54の地方協会を設置しています。

各地方協会は、その地方に拠点をおいて事業を展開している生命保険会社によって構成されています。所在する地方の名前を冠した地方協会(生命保険協会〇〇協会)として、本部協会と連携した事業・活動に加え、その地域の状況や特性などを踏まえた独自の事業・活動などを行っています。

1

社会貢献活動

地域との良好な関係づくりを目指す「地方CR(コミュニティ・リレーションズ)活動」を実施しています。地域社会の課題や悩みに向き合い、会員各社の役職員からの募金による寄贈・助成や各種ボランティア活動、また奨学生や助成先との交流など、顔の見える活動を行っています。

2

地域の安全・安心のための活動

地元警察、暴力追放運動推進センターなどと連携し、反社会的勢力との関係遮断の推進や、特殊詐欺の被害防止に向けた地域の方へのチラシ配布などの啓発活動に取り組んでいます。

3

生命保険事業へのご意見収集とご理解の促進

地域の消費者行政・消費者団体、マスコミ関係者との定期的な意見交換などを通じ、ご意見を収集するほか、生命保険事業に対するご理解を得られるよう業界の取組みなどについての情報提供を行っています。いただいた貴重なご意見は、会員各社の本社にフィードバックされるほか、地元の会員各社の業務改善にも直接活かされています。

4

相談・苦情対応

生命保険相談所の連絡所として、専門知識を有した相談員が中立・公正な立場で、地域のみなさまからの相談・苦情をお受けしています。全国各地での相談希望への対応に加え、裁定審査会におけるヒアリングの場としても利用者の利便性を高める役割を果たしています。

5

生命保険に関する教育活動

生命保険事業に関する理解促進および金融(保険)リテラシー教育の一翼を担うことを目的として、全国各地の大学において「生命保険実学連続講座」を実施しています。地元の地方事務局長が主たる講師として豊富な実務経験を踏まえた授業を行っており、時には学生から社会人の先輩として相談を受けて親身に話を聴くなどしながら、真摯に講義運営を行っています。



ふれあい乗馬会(社会貢献活動)



絵本贈呈式



福祉巡回車・車椅子・災害救助犬の寄贈



特殊詐欺被害防止活動



相談・苦情対応



生命保険実学講座



高齢者支援



COLUMN

暮らしと社会を支える生命保険

●暮らしにおけるリスクと保険

私たちは日々の暮らしにおいて、死亡や病気・ケガなど様々なリスク(偶発的に発生する事柄)にさらされています。リスクが現実化してしまうと、思いがけず大きな経済的負担が発生してしまいます。こうした場合への備えの一つとして「保険」が挙げられます。

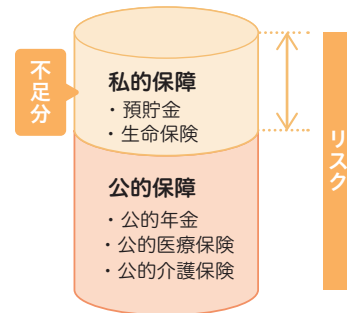
●生命保険とは

保険の中でも、人の生死に関してあらかじめ約束した金額を受け取れる保険のことを狭義の生命保険といいます。現在では、生命保険会社は病気やケガ、要介護状態など、人に関する保険全般を取り扱うことができ、それらを総称して生命保険ということもあります。

生命保険は、大勢の人が保険料を公平に負担し合い、いざというときに保険金などを受け取れる「相互扶助(=助け合い)」の仕組みといえます。生命保険会社は、死亡保険金をはじめ、入院・手術に対する給付金や年金などのお支払いを通じ、みなさまに安心をお届けしています。2024年度は延べ約7,029万件、約18.9兆円にのぼる保険金・給付金・年金をお支払いしました。

●私的保障の必要性

「人生100年時代」と呼ばれる長寿化や、価値観・ライフスタイルの多様化が進む中、安心して自分らしい人生を歩むためには、公的保障(公的年金など)と自助努力による私的保障(生命保険など)を適切に組み合わせる様々なリスクに備えることが大切になっていきます。



●資産運用を通じた社会・経済活動の支援

みなさまの保険料負担を軽減しつつ、保険金などを確実にお支払いするため、生命保険会社では、保険料としてお預かりした資産を、安全性・流動性・収益性・公共性に配慮し運用しています(総資産は約418兆円:2024年度末)。

生命保険は契約期間が長期にわたることから、生命保険会社では長期の資産運用を行うことが一般的であり、こういった運用が社会・経済の安定的な発展・成長を支えています。

また、環境・社会・ガバナンスの要素も考慮した資産運用に努めることで、社会課題の解決ひいては持続可能な社会の実現にも貢献しています。





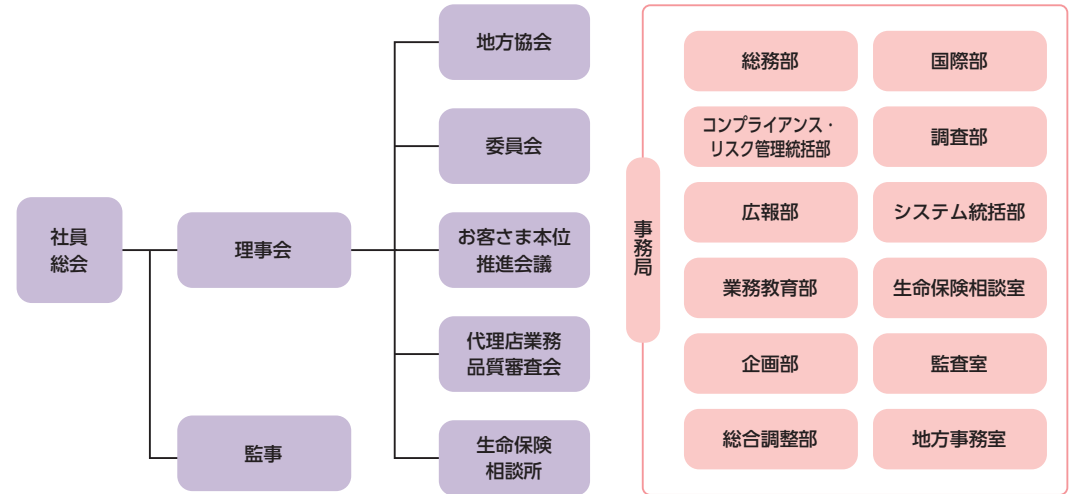
組織概要



沿革

- 1898年** 生命保険会社談話会を設立
- 1905年** 生命保険会社協会に発展的に改組
- 1908年** 生命保険会社協会、社団法人として認可を得て発足
- 1942年** 生命保険統制会を設立し、生命保険会社協会を生命保険集会所と改称、業務の大部分を生命保険統制会に移管
- 1945年** 生命保険統制会を解散、生命保険中央会を設立して管掌事務を移管。生命保険集会所の名称を生命保険協会と改めて再発足し、生命保険中央会からの事務を継承
- 2014年** 一般社団法人へ移行

組織図



会員会社一覧

- ・アクサ生命保険株式会社
- ・朝日生命保険相互会社
- ・アフラック生命保険株式会社
- ・SBI生命保険株式会社
- ・エヌエヌ生命保険株式会社
- ・FWD生命保険株式会社
- ・オリックス生命保険株式会社
- ・カーディフ生命保険株式会社
- ・株式会社かんぽ生命保険
- ・クレディ・アグリコル生命保険株式会社
- ・ジブラルタ生命保険株式会社
- ・住友生命保険相互会社
- ・ソニー生命保険株式会社
- ・SOMPOひまわり生命保険株式会社
- ・第一生命保険株式会社
- ・第一ネオ生命保険株式会社
- ・第一フロンティア生命保険株式会社
- ・大樹生命保険株式会社
- ・大同生命保険株式会社
- ・太陽生命保険株式会社
- ・チューリッヒ生命保険株式会社
- ・T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
- ・東京海上日動あんしん生命保険株式会社
- ・なないろ生命保険株式会社
- ・ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
- ・日本生命保険相互会社
- ・はなさく生命保険株式会社
- ・富国生命保険相互会社
- ・フコクしんらい生命保険株式会社
- ・プルデンシャル生命保険株式会社
- ・プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
- ・マニユライフ生命保険株式会社
- ・三井住友海上あいおい生命保険株式会社
- ・三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
- ・みどり生命保険株式会社
- ・明治安田生命保険相互会社
- ・明治安田トラスト生命保険株式会社
- ・メットライフ生命保険株式会社
- ・メディケア生命保険株式会社
- ・ライフネット生命保険株式会社
- ・楽天生命保険株式会社

(五十音順、2026年6月現在、全41社)



生命保険相談所(連絡所)一覧



【ご相談受付時間】・・・9:00~17:00(土・日曜、祝日および年末年始を除く)(2026年6月現在) **〈生命保険相談室〉**東京 03-3286-2648 〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階(当協会内)
〈連絡所〉・・・訪問される場合は、事前にお電話ください。

| 連絡所 | 所在地 | 電話番号 |
|--------|--|--------------|
| 札幌・苫小牧 | 〒060-0002 札幌市中央区北2条西3丁目1-16 太陽生命ひまわり札幌ビル6階 | 011-222-1388 |
| 函館 | 〒040-0001 函館市五稜郭町1-14 五稜郭114ビル8階 | 0138-54-0292 |
| 旭川・北見 | 〒070-0031 旭川市1条通9-50-3 日進旭川ビル5階 | 0166-25-5166 |
| 釧路・帯広 | 〒085-0014 釧路市末広町9-2-5 ブリック釧路末広町6階 | 0154-22-6027 |
| 青森県 | 〒030-0862 青森市古川2-20-6 AQUA古川2丁目ビル4階 | 017-776-1348 |
| 岩手県 | 〒020-0021 盛岡市中央通2-1-21 共益商事ビル6階 | 019-653-1726 |
| 宮城県 | 〒980-0802 仙台市青葉区二日町12-30 日本生命仙台勾当台西ビル3階 | 022-224-3221 |
| 秋田県 | 〒010-0951 秋田市山王3-1-12 太陽生命秋田ビル6階 | 018-865-0016 |
| 山形県 | 〒990-0031 山形市十日町2-4-19 ハーモニー山形ビル7階 | 023-631-1694 |
| 福島県 | 〒963-8002 郡山市駅前2-10-15 三共郡山ビル北館8階 | 024-922-2863 |
| 茨城県 | 〒310-0062 水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル4階 | 029-227-3932 |
| 栃木県 | 〒320-0811 宇都宮市大通り2-1-5 明治安田生命宇都宮大通りビル7階 | 028-636-2437 |
| 群馬県 | 〒371-0023 前橋市本町2-14-8 新生情報ビル5階 | 027-223-2802 |
| 埼玉県 | 〒330-0845 さいたま市大宮区仲町2-75 大宮フコク生命ビル8階 | 048-644-5001 |
| 千葉県 | 〒260-0015 千葉市中央区富士見2-15-11 IMI千葉富士見ビル6階 | 043-225-6467 |
| 神奈川県 | 〒231-0012 横浜市中区相生町6-113 オーク桜木町ビル10階 | 045-641-6998 |

| | | |
|------|---|--------------|
| 新潟県 | 〒950-0087 新潟市中央区東大通1-3-8 明治安田生命新潟駅前ビル8階 | 025-245-8981 |
| 山梨県 | 〒400-0031 甲府市丸の内2-30-3 甲府丸の内ビル5階 | 055-228-7565 |
| 長野県 | 〒390-0874 松本市大手3-4-5 明治安田生命松本大手ビル7階 | 0263-35-8132 |
| 富山県 | 〒930-0005 富山市新桜町4-28 朝日生命富山ビル4階 | 076-433-7352 |
| 石川県 | 〒920-0919 金沢市南町6-1 朝日生命金沢ビル2階 | 076-231-1945 |
| 福井県 | 〒910-0005 福井市大手3-2-1 福井ビル4階 | 0776-25-0107 |
| 岐阜県 | 〒500-8842 岐阜市金町4-30 明治安田生命岐阜金町ビル7階 | 058-263-7547 |
| 静岡県 | 〒420-0857 静岡市葵区御幸町5-9 静岡フコク生命ビル7階 | 054-253-5712 |
| 愛知県 | 〒460-0004 名古屋市中区新栄町1-1 明治安田生命名古屋ビル6階 | 052-971-5233 |
| 三重県 | 〒514-0009 津市羽所町375 百五・明治安田ビル8階 | 059-225-7439 |
| 滋賀県 | 〒520-0056 大津市末広町1-1 日本生命大津ビル8階 | 077-525-6677 |
| 京都府 | 〒600-8492 京都市下京区四条通新町東入ル 月鉦町62 住友生命京都ビル6階 | 075-255-0891 |
| 大阪府 | 〒541-0042 大阪市中央区今橋3-2-20 洪庵日生ビル4階 | 06-4708-5132 |
| 兵庫県 | 〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111 神戸商工中金ビル7階 | 078-332-6269 |
| 奈良県 | 〒630-8241 奈良市高天町10-1 T. T. ビル2階 | 0742-26-1851 |
| 和歌山県 | 〒640-8157 和歌山市八番丁11 日本生命和歌山八番丁ビル8階 | 073-432-1936 |
| 鳥取県 | 〒680-0822 鳥取市今町2-251 日本生命鳥取駅前ビル5階 | 0857-24-3523 |

| | | |
|------|--|--------------|
| 島根県 | 〒690-0007 松江市御手船場町553-6 松江駅前エトビル6階 | 0852-24-7229 |
| 岡山県 | 〒700-0023 岡山市北区駅前町1-9-15 明治安田生命岡山ビル6階 | 086-225-6681 |
| 広島県 | 〒730-0011 広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス2階 | 082-223-4331 |
| 山口県 | 〒750-0012 下関市観音崎町11-6 朝日生命下関ビル1階 | 083-223-1476 |
| 徳島県 | 〒770-0841 徳島市八百屋町2-11 ニッセイ徳島ビル10階 | 088-654-4009 |
| 香川県 | 〒760-0017 高松市番町1-7-5 明治安田生命高松ビル4階 | 087-821-2659 |
| 愛媛県 | 〒790-0005 松山市花園町1-3 日本生命松山市駅前ビル6階 | 089-946-3583 |
| 高知県 | 〒780-0870 高知市本町2-2-34 明治安田生命高知ビル8階 | 088-873-3304 |
| 福岡 | 〒810-0001 福岡市中央区天神1-6-8 天神ツインビル12階 | 092-715-1875 |
| 北九州 | 〒802-0003 北九州市小倉北区米町2-1-2 日進小倉ビル2階 | 093-531-8760 |
| 佐賀県 | 〒840-0801 佐賀市駅前中央1-9-45 大樹生命佐賀駅前ビル8階 | 0952-24-2082 |
| 長崎県 | 〒850-0032 長崎市興善町2-21 明治安田生命長崎興善町ビル9階 | 095-827-4459 |
| 熊本県 | 〒860-0803 熊本市中央区新市街11-18 熊本第一生命ビル9階 | 096-324-1871 |
| 大分県 | 〒870-0035 大分市中央町1-1-5 大分第一生命ビル3階 | 097-534-2130 |
| 宮崎県 | 〒880-0806 宮崎市広島1-18-13 日進宮崎ビル6階 | 0985-28-7335 |
| 鹿児島県 | 〒892-0844 鹿児島市山之口町12-14 甲南アセット鹿児島天文館ビル4階 | 099-223-6027 |
| 沖縄県 | 〒900-0015 那覇市久茂地1-12-12 ニッセイ那覇センタービル4階 | 098-862-1771 |

統計資料

会員会社全社計の主要業績をまとめています。



契約件数(保有契約) (単位：件)

※被保険者数(単位：人)

| | 2024年度 | 2023年度 |
|-----------|-------------|-------------|
| 個人保険 | 195,301,199 | 194,943,842 |
| 個人年金保険 | 20,067,897 | 19,947,473 |
| 団体保険(※) | 42,281,519 | 42,008,981 |
| 団体年金保険(※) | 13,452,827 | 15,940,445 |

契約高(保有契約) (単位：百万円)

| | 2024年度 | 2023年度 |
|--------|-------------|-------------|
| 個人保険 | 778,990,266 | 790,788,791 |
| 個人年金保険 | 104,142,917 | 102,103,323 |
| 団体保険 | 420,958,169 | 416,038,777 |
| 団体年金保険 | 35,383,710 | 36,142,804 |

契約件数(新契約) (単位：件)

| | 2024年度 | 2023年度 |
|--------|------------|------------|
| 個人保険 | 12,431,873 | 12,601,977 |
| 個人年金保険 | 1,474,927 | 1,322,567 |

契約高(新契約) (単位：百万円)

| | 2024年度 | 2023年度 |
|--------|------------|------------|
| 個人保険 | 57,063,961 | 56,252,512 |
| 個人年金保険 | 9,484,316 | 8,261,025 |

収入保険料 (単位：百万円)

| | 2024年度 | 2023年度 |
|--|------------|------------|
| | 36,803,709 | 37,521,723 |

保険金等支払金 (単位：百万円)

| (主な内訳) | 2024年度 | 2023年度 |
|--------|------------|------------|
| 保険金 | 9,059,030 | 9,301,891 |
| 年金 | 4,777,241 | 4,741,510 |
| 給付金 | 5,069,744 | 4,753,507 |
| 解約返戻金 | 11,871,131 | 11,408,636 |
| 上記計 | 30,777,146 | 30,205,544 |

資産 (単位：百万円)

| | 2024年度 | 2023年度 |
|--------|-------------|-------------|
| 総資産 | 418,522,204 | 428,607,282 |
| 有価証券 | 347,150,747 | 355,865,699 |
| 構成比(%) | 82.9% | 83.0% |
| 外国証券 | 105,276,140 | 107,053,541 |
| 構成比(%) | 25.2% | 25.0% |



一般社団法人
生命保険協会

〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル3階

TEL :03-3286-2645
URL:<https://www.seiho.or.jp/>

